

令和7年2月20日

## 道南バス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和7年2月20日付けで、道南バス株式会社（室蘭市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせいたします。

## 1. 事業者名

道南バス株式会社（室蘭市東町3丁目25番3号）

代表取締役社長 長谷川 義郎

## 2. 対象路線

一般乗合バス路線

## 3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制 (苫小牧市内エリアを除く) 基準賃率 43.3円※ 初乗運賃 160円	○対キロ区間制 (苫小牧市内エリアを除く) 基準賃率 50.5円※ 初乗運賃 200円
○特殊区間制 (苫小牧市内エリアを除く) 1区 210円 4区 320円 2区 250円 5区 340円 3区 290円	○特殊区間制 (苫小牧市内エリアを除く) 1区 230円 4区 360円 2区 280円 5区 400円 3区 320円

※現行の基準賃率は消費税5%を含み、認可した基準賃率は消費税10%を含む

## (主要区間の実施運賃等)

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.donanbus.co.jp/>

## 4. 実施予定日

令和7年4月1日（火）

## 【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 佐伯、矢木

TEL : 011-290-2741